

平成 17 年度ルート活動報告に対する助言（案）について

〔平成 17 年度の報告〕

- ・平成 17 年度 3 月 31 日、第 1 次指定の「支笏洞爺ニセコルート」「大雪・富良野ルート」「東オホーツクシーニックバイウェイ」3 ルートより、シーニックバイウェイ北海道実施要項（第二十条 第一項及び、第三項）に基づき、ルート運営状況が報告された。

〔報告への対応〕

- ・推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道実施要項（第二十条 第四項）において必要に応じ「ルート運営の改善」に関する助言を行うことができることとされている。

【推進協議会からの助言（案）】

- ・現状における「運営体制」「活動団体数」「関係自治体」等の実態にあわせルート運営活動計画を見直すこと。

平成 17 年度は指定初年度であり、ルート運営においても初動期の状況であることから各ルート毎への助言は行わないこととする。一方、施行後一年が経過した現状として、ルートの運営組織としての法人の設立や、活動団体の増加など、各ルートにおいて運営体制の発展や活動の広がりが見られることから、上記の助言とする。

〔助言にあたって〕

- ・推進協議会は、シーニックバイウェイ北海道実施要項（第二十条 第五項）において助言を行うときには、あらかじめルート審査委員会の意見を聴くこととなっている

【審査委員からの意見】

- ・特段の意見はなし

ただし、審査委員の方々から、実際にルートを訪れた際の感想として別紙を参考意見として添付する。

※ 参考意見の視点

- § 視点 1： 活動状況について
- § 視点 2： 運営状況について
- § 視点 3： 審査委員会意見に対する取り組みについて
- § 視点 4： 現地視察等の感想